

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
株式会社ライフ・ワン・サポート行動計画

女性社員を増やし、仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日 ～ 令和12年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：期間内に女性のパート・アルバイト社員から契約社員への転換を1名以上実施する

<対策> ●令和7年9月～

現状把握及び課題確認を行い、管理職に対して問題意識の共有を図る。また、意欲と能力のある女性パート・アルバイト社員の積極的発掘を行うとともに、メンタリング等によるサポートを実施する。発掘した人材に対しては、個別面談を通じて契約社員への転換等を促進する。

目標2：育児休暇の取得対象者が発生した場合は、育児休業からの復職率を90%以上とする

<対策> ●令和7年9月～

育児休業取得前に、所属上長および人事担当と本人との面談を実施し、復職に向けた不安や希望を確認する。また、育児休業終了前には会社から連絡を行い、復職に前向きに取り組めるようフォローを行う。

目標3：期間内に全社員の年次有給休暇の年間平均取得日数を5日以上とする

<対策> ●令和7年9月～

取得状況の把握及び課題確認を行い、計画有給の取得促進のため、設定状況を確認する。その後の取得状況を分析し、目標達成に向けた取得計画の見直しをする。

目標4：期間内にフルタイム労働者の法定外残業時間5%削減を目指す。

<対策> ●令和7年9月～

現状把握及び課題確認を行い、法定外残業時間の削減に向けた取組みについて検討、実施する。